参考資料

- ◆人権関係年表
- ◆世界人権宣言
- ◆日本国憲法(抄)
- ◆人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ◆障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ◆本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律
- ◆部落差別の解消の推進に関する法律
- ◆高知市人権尊重のまちづくり条例
- ◆男女がともに輝く高知市男女共同参画条例
- ◆高知市手話言語条例
- ◆高知市個人情報保護条例
- ◆高知市人権教育基本方針
- ◆高知市にじいろのまち宣言

人権関係年表

人権全般

(凡例 ◎:国際的な動き、○:国内の動き、●:高知県の動き、◆:高知市の動き)

ź	Ŧ	主な動き
1948	昭23	◎「世界人権宣言」採択
1979	昭54	○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」批准
		○「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」批准
1992	平 4	◆「地区人権啓発推進委員会」(旭街地区)設立
		※地域に根ざした啓発活動を行う市民主体の組織として、以後各地域で設立
1994	平 6	◎「人権教育のための国連10年」決議
1995	平 7	○「あらゆる形態の人権差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」加入
		○「人権教育のための国連10年推進本部」設置
		●「高知県議会における人権宣言に関する決議」
1997	平 9	○「人権の擁護に関する施策を推進するための法律(人権擁護施策推進法)」施行
		〇「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定
1998	平10	●「高知県人権尊重の社会づくり条例」施行
		●「『人権教育のための国連10年』高知県行動計画」策定
1999	平11	〇人権擁護推進審議会答申
		※人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の
		総合的な推進に関する基本的事項について
2000	平12	〇「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」施行
		●「高知県人権施策基本方針」策定
2001	平13	〇人権擁護推進審議会答申
		※人権救済制度の在り方について
2002	平14	○「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
2005	平17	◎「人権教育のための世界計画」採択
		◆「高知市人権教育・啓発推進基本計画」策定
2006	平18	◆「高知市人権施策推進行動プラン」策定
		※2015(平27)年「高知市人権教育・啓発推進実施計画」に名称変更
2012	平24	◆市内26行政区(大街)すべてで、地区人権啓発推進委員会が設立
2014	平26	●「高知県人権施策推進基本方針」改定
2015	平27	◎「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
2016	平28	O「SDGs推進本部」設置
		O「SDGs実施指針」策定
2019	令元	◆「高知市人権尊重のまちづくり条例」施行
2021	令 3	◆「高知市人権施策推進基本計画」策定

同和問題

年		主な動き
1965	昭40	○「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策に 関する答申(同和対策審議会答申)」

ź	Ŧ	主な動き
1969	昭44	〇「同和対策事業特別措置法」施行(~1982(昭54)年)
1969	昭44	◆「高知市同和対策推進本部」設置
		※2002(平14)年「高知市人権施策推進本部」に改編
1982	昭57	〇「地域改善対策特別措置法」施行(~1987(昭62)年)
1987	昭62	〇「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行(~
		2002(平14)年)
1996	平 8	〇地域改善対策協議会の意見具申
2002	平14	◆同和対策関連施策の見直し
2016	平28	○「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」施行

女性

ź	Ŧ	主な動き
1955	昭31	○「婦人の参政権に関する条約」締結
1972	昭47	○「勤労婦人福祉法」施行
1975	昭50	◎「国際婦人年」
1976	昭51	◎「国際婦人の10年」(~1985(昭60)年)
1985	昭60	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」 批准
1986	昭61	○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女 雇用機会均等法)」施行
1995	平 7	◎第4回世界女性会議において「北京宣言」採択
1999	平川	〇「男女共同参画社会基本法」施行
2000	平12	〇「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行
		〇「男女共同参画基本計画」策定
		◆「高知市男女共同参画推進プラン」策定
2001	平13	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行
2004	平16	●「高知県男女共同参画社会づくり条例」施行
2005	平17	◆「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」施行
2015	平27	〇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行
2018	平30	○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
2019	令元	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」 公布
		※労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正された。

子ども

全	Ŧ	主な動き
1947	昭22	○「教育基本法」施行
1948	昭23	○「児童福祉法」施行
1951	昭26	○「児童憲章」発表
1979	昭54	◎「国際児童年」

í	Ŧ	主 な 動 き
1994	平 6	○「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」批准
1998	平10	◆「高知市子育て支援計画」策定
		※2005(平17)年「高知市子ども未来プラン すくすくとさっこ21」策定
		※2015(平27)年「高知市子ども・子育て支援事業計画」策定
1999	平川	○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」 施行
2000	平12	〇「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」施行
		○「就業が認められるための最低年齢に関する条約」締結
2003	平15	○「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関す
		る法律(出会い系サイト規制法)」施行
2004	平16	●「高知県こども条例」制定
		※2013(平25)年に「高知県子ども条例」に改正・施行
2010	平22	○「子ども・若者育成支援推進法」施行
2013	平25	○「いじめ防止対策推進法」施行
2014	平26	○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」締結
		〇「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」施行
		○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関
		する法律」施行
		◆「高知市いじめ防止基本方針」策定

高齢者

全	F	主な動き
1963	昭38	○「老人福祉法」施行
1971	昭46	〇「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(高年齢者雇用安定法)」施行
1993	平 5	◆「高知市高齢者保健福祉計画」策定
		※2000(平12)年「高知市高齢者保健福祉計画·介護保険事業計画」策定
1994	平 6	○「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する
		法律(ハートビル法)」施行
1995	平 7	〇「高齢社会対策基本法」施行
1997	平 9	●「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」施行
2000	平12	○「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関す
		る法律(交通バリアフリー法)」施行
2006	平18	○「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐
		待防止法)」施行
2006	平18	○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」
		施行

障がいのある人

全	Ę.	主な動き
1970	昭45	〇「心身障害者対策基本法」施行
1981	昭56	◎「国際障害者年」
1983	昭58	◎「国連障害者の10年」(~1992(平4)年)
1987	昭62	〇「障害者の雇用の促進に関する法律(障害者雇用促進法)」施行
1993	平 5	〇「障害者基本法」施行
1994	平 6	○「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する
		法律(ハートビル法)」施行
		◆「高知市障害者計画」策定
		※2018(平30)年「高知市障害者計画·障害福祉計画·障害児福祉計画」策定
1997	平 9	●「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」施行
1999	平11	○「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行
2000	平12	○「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関す
		る法律(交通バリアフリー法)」施行
2005	平17	○「発達障害者支援法」施行
2006	平18	〇「障害者自立支援法」施行
		○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」
		施行
2012	平24	○「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐
		待防止法)」施行
2013	平25	○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合
		支援法)」施行
2014	平26	○「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」批准
2016	平28	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行
		◆「高知市手話言語条例」施行

外国人

ŕ	Ŧ	主な動き	
2012	平24	○「住民基本台帳法」改正 ※外国人住民が住民基本台帳制度の適用対象に追加	
2016	平28	○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」施行	

感染症患者等

ź	Ę	主な動き
1953	昭28	○「らい予防法」制定
1989	平元	○「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行
1996	平 8	○「らい予防法」廃止
1999	平11	○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行
2001	平13	○「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行

ź	Ŧ	主な動き
2009	平21	○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)施行
2015	平27	◆「高知市新型インフルエンザ等対策行動計画」策定
2019	令元	○「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行

性的指向·性自認

年		主な動き
2004	平16	○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
		※性別適合手術を受け、一定の条件を満たす場合に、戸籍上の性別の変更が可能となった。
2008	平20	○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」改正
		※性別変更の条件を緩和

職場の人権

年		主な動き
1946	昭21	〇「労働関係調整法」施行
1947	昭22	〇「労働基準法」施行
		〇「労働者災害補償保険法」施行
1950	昭25	〇「労働組合法」施行
1959	昭34	〇「最低賃金法」施行
1966	昭41	○「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等
		に関する法律(労働施策総合推進法)」施行
1972	昭47	○「労働安全衛生法」施行
1992	平4	○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
		(育児·介護休業法)」施行
2008	平20	○「労働契約法」施行
2014	平26	〇「過労死等防止対策推進法」施行
2019	平31	○「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連
		法)」順次施行
2019	令元	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」
		公布
		※労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正された。

犯罪被害者等

年		主な動き
1981	昭56	○「犯罪被害者等給付金支給法」施行
2000	平12	○「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」及
		び「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行
2001	平13	○「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行

年		主な動き
2005	平17	○「犯罪被害者等基本法」施行
2006	平18	〇「犯罪被害者等基本計画」策定
2008	平20	○「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行
2020	令 2	●「高知県犯罪被害者等支援条例」施行

インターネットによる人権侵害

年		主な動き
2000	平12	○「不正アクセス行為の防止等に関する法律(不正アクセス禁止法)」施行
2002	平14	○「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関
		する法律(プロバイダ責任制限法)」施行
2009	平21	○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する
		法律」施行
2014	平26	○「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」施行

災害と人権

4	Ŧ	主な動き
1962	昭37	〇「災害対策基本法」施行
2005	平14	〇「防災基本計画」策定
2013	平25	〇「災害対策基本法」改正
		※要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方(避難行動要支援者)の名
		簿の作成等が義務付けられた。

さまざまな人権課題

年		主な動き
1997	平 9	○「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関す
		る法律(アイヌ文化振興法)」施行
2002	平14	〇「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)」施行
2003	平15	○「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行
2006	平18	○「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行
2015	平27	○「生活困窮者自立支援法」施行
2016	平28	〇「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」施行
2017	平29	〇「再犯防止推進計画」策定
2019	平31	○「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する
		法律(アイヌ新法)」施行

世界人権宣言

1948 年 12 月 10 日 第 3 回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で 譲ることのできない権利とを承認することは、世界 における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的 自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成すること を誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することを努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の規準として

この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、 と、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを 問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国 際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することは ない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形にお いても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは 屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下 において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた 基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する 国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を 有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に 対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の 公平な裁判所による公正な公開の審理を受ける ことについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護 に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判 において法律に従って有罪の立証があるまでは、 無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転 及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難す ることを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合 の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追 の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又は その国籍を変更する権利を否認されることはな

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいか なる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭 をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及 びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有す る。
- 2 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位で あって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産 を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利 を有する。この権利は、干渉を受けることなく自 己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、 また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報 及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対 する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につ く権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公 正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対す る保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることな

く、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を 有する。

- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して 人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正か つ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他 の社会的保護手段によって補充を受けることが できる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働 組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期 的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を 有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利 を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを 問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育 は少なくとも初等の及び基礎的の段階において は、無償でなければならない。初等教育は、義務 的でなければならない。技術教育及び職業教育 は、一般に利用できるものでなければならず、ま た、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひと しく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本 的自由の尊重の強化を目的としなければならな い。教育は、すべての国又は人権的若しくは宗教 的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進 し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促 進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的 権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、 芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあ ずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は 美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を 保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が 完全に実現される社会的及び国際的秩序に対す る権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展が その中にあってのみ可能である社会に対して義 務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに 当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及 び尊重を保障すること並びに民主的社会におけ る道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を 満たすことをもっぱら目的として、法律によって 定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、 国際連合の目的及び原則に反して行使してはな らない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布昭和22年5月3日施行

(基本的人権の享有)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨 げられない。この憲法が国民に保障する基本的人 権は、侵すことのできない永久の権利として、現 在及び将来の国民に与へられる。

(自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止)

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利 は、国民の不断の努力によって、これを保持なけ ればならない。又、国民は、これを濫用してはな らないのであって、常に公共の福祉のためにこれ を利用する責任を負ふ。

(個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。 生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下の平等、貴族の禁止、栄典)

- 第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、 人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、 政治的、経済的又は社会的関係において、差別さ れない。
- 2、3項省略

(思想及び良心の自由)

- 第19条 思想及び良心の自由は、これを侵しては ならない。
- (居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国 籍離脱の自由)
- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、 移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、 夫婦が同等の権利を有することを基本として、相 互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権、国の社会的使命)

- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度 の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、 社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めな ければならない。

(教育を受ける権利、教育の義務)

- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を 負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(基本的人権の本質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(最高法規、条約及び国際法規の遵守)

- 第98条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規 は、これを誠実に遵守することを必要とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年法律第百四十七号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する 認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又 は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の 現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にか んがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推 進について、国、地方公共団体及び国民の責務を 明らかにするとともに、必要な措置を定め、もっ て人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵(かん)養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発 の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっ とり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定 し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国 との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、 人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及 び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めると ともに、人権が尊重される社会の実現に寄与する よう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策

の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育 及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しな ければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権 教育及び人権啓発に関する施策についての報告 を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策 を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る 事業の委託その他の方法により、財政上の措置を 講ずることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただ し、第八条の規定は、この法律の施行の日の属す る年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権 啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年 以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第 百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害され た場合における被害者の救済に関する施策の充 実に関する基本的事項についての人権擁護推進 審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行 うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年法律第六十五号)

目次

第一章 総則 (第一条一第五条)

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(第六条)

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由 とする差別を解消するための措置(第七条一第 十三条)

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置(第十四条一第二十条)

第五章 雑則(第二十一条一第二十四条)

第六章 罰則 (第二十五条・第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年 法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全 ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的 人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜら れ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利 を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の 解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及 び事業者における障害を理由とする差別を解消 するための措置等を定めることにより、障害を理 由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民 が、障害の有無によって分け隔てられることな く、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生す る社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達 障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下 「障害」と総称する。)がある者であって、障害及 び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生 活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又 は社会生活を営む上で障壁となるような社会に おける事物、制度、慣行、観念その他一切のもの をいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、

地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内 閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機 関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成 十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第 二項に規定する機関(これらの機関のうちニの政 令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該 政令で定める機関を除く。)
 - ハ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
 - 二 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同 法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - へ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成 十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独 立行政法人をいう。口において同じ。)
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法 律により特別の設立行為をもって設立された法 人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律によ り設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可 を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成 十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する 地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げ る業務を行うものを除く。)をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立

行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人 を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨に のっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に 関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しな ければならない。

(国民の責務)

- 第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する 上で障害を理由とする差別の解消が重要である ことに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進 に寄与するよう努めなければならない。
- (社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理 的な配慮に関する環境の整備)
- 第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。
- 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関す る基本方針
- 第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する 施策に関する基本的な方向
 - 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別 を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議 の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようと するときは、あらかじめ、障害者その他の関係者 の意見を反映させるために必要な措置を講ずる とともに、障害者政策委員会の意見を聴かなけれ ばならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決 定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表し なければならない。

- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由 とする差別を解消するための措置
- (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止) 第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに 当たり、障害を理由として障害者でない者と不当 な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利 利益を侵害してはならない。
- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

- 第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害 を理由として障害者でない者と不当な差別的取 扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害 してはならない。
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

- 第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、 基本方針に即して、第七条に規定する事項に関 し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員 が適切に対応するために必要な要領(以下この条 及び附則第三条において「国等職員対応要領」と いう。)を定めるものとする。
- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを 公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

- 第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人 は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に 関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政 法人の職員が適切に対応するために必要な要領 (以下この条及び附則第四条において「地方公共 団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努 めるものとする。
- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、 地方公共団体等職員対応要領を定めようとする ときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意 見を反映させるために必要な措置を講ずるよう 努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地 方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞 なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法 人による地方公共団体等職員対応要領の作成に 協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領 の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

- 第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条 に規定する事項に関し、事業者が適切に対応す るために必要な指針(以下「対応指針」という。) を定めるものとする。
- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指 針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、 特に必要があると認めるときは、対応指針に定め る事項について、当該事業者に対し、報告を求め、 又は助言、指導若しくは勧告をすることができ る。

(事業主による措置に関する特例)

- 第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての 立場で労働者に対して行う障害を理由とする差 別を解消するための措置については、障害者の雇 用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第 百二十三号)の定めるところによる。
- 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支 援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその 家族その他の関係者からの障害を理由とする差 別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を 理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を 図ることができるよう必要な体制の整備を図る ものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消する ための取組に資するよう、国内外における障害を 理由とする差別及びその解消のための取組に関す る情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

- 第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方 公共団体の機関は、必要があると認めるときは、 協議会に次に掲げる者を構成員として加えるこ とができる。
- 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

- 第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。
- 2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団 体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体 は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公 表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の 事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議 会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはな らない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組 織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指 針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又 は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に 属する事務は、政令で定めるところにより、地方 公共団体の長その他の執行機関が行うこととす ることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限 に属する事項は、政令で定めるところにより、そ の所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

- 第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年 以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又 は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に 処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施 行する。ただし、次条から附則第六条までの規定 は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

- 第二条 政府は、この法律の施行前においても、第 六条の規定の例により、基本方針を定めることが できる。この場合において、内閣総理大臣は、こ の法律の施行前においても、同条の規定の例によ り、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められた基本方針は、この 法律の施行の日において第六条の規定により定 められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

- 第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、 この法律の施行前においても、第九条の規定の例 により、国等職員対応要領を定め、これを公表す ることができる。
- 2 前項の規定により定められた国等職員対応要領 は、この法律の施行の日において第九条の規定に より定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

- 第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められた地方公共団体等職 員対応要領は、この法律の施行の日において第十 条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

- 第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、 第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められた対応指針は、この 法律の施行の日において第十一条の規定により 定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律 の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律

(平成二十八年法律第六十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条-第四条)

第二章 基本的施策 (第五条-第七条)

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあって はならず、こうした事態をこのまま看過すること は、国際社会において我が国の占める地位に照らし ても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権 啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と 協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取 組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な 差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑 み、その解消に向けた取組について、基本理念を 定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、 基本的施策を定め、これを推進することを目的と する。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する 不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある 国若しくは地域の出身である者又はその子孫で あって適法に居住するもの(以下この条において 「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を 助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身 体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を 告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、 本邦の域外にある国又は地域の出身であること を理由として、本邦外出身者を地域社会から排除 することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別 的言動の解消の必要性に対する理解を深めると ともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動 のない社会の実現に寄与するよう努めなければ ならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的 言動の解消に向けた取組に関する施策を実施す るとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身 者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取 組に関する施策を推進するために必要な助言そ の他の措置を講ずる責務を有する。
- 2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な 差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適 切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ た施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

- 第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的 言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これ に関する紛争の防止又は解決を図ることができ るよう、必要な体制を整備するものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏ま えて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対 する不当な差別的言動に関する相談に的確に応 ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決 を図ることができるよう、必要な体制を整備する よう努めるものとする。

(教育の充実等)

- 第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的 言動を解消するための教育活動を実施するとと もに、そのために必要な取組を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏ま えて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対 する不当な差別的言動を解消するための教育活 動を実施するとともに、そのために必要な取組を 行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

- 第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的 言動の解消の必要性について、国民に周知し、そ の理解を深めることを目的とする広報その他の 啓発活動を実施するとともに、そのために必要な 取組を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏ま えて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対 する不当な差別的言動の解消の必要性について、 住民に周知し、その理解を深めることを目的とす る広報その他の啓発活動を実施するとともに、そ のために必要な取組を行うよう努めるものとす る。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- (不当な差別的言動に係る取組についての検討)
- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この 法律の施行後における本邦外出身者に対する不 当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、 検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成二十八年法律第百九号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国 民が等しく基本的人権を享有するかけがえのな い個人として尊重されるものであるとの理念に のっとり、部落差別を解消する必要性に対する国 民一人一人の理解を深めるよう努めることによ り、部落差別のない社会を実現することを旨とし て、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。
- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、 部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を 踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図 りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよ う努めるものとする。

(相談体制の充実)

- 第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏ま えて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する 相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよ う努めるものとする。

(教育及び啓発)

- 第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏ま えて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消す るため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるも のとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施 に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落 差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議 (平成28年11月16日)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議 (平成28年12月8日)

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別 を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努 めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎ た言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏ま え、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的 に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育 及び啓発により新たな差別を生むことがないように留 意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものと なるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

高知市人権尊重のまちづくり条例

(平成31年4月1日条例第15号)

前文

「自由は土佐の山間より」と言われているように、 私たちが暮らす高知市は、自由民権運動の発祥の地 として知られています。土佐人ならではの枠にとら われない豊かな想像力と、自由や権利を大切にする 精神から生まれたこの運動は、近代日本の国づくり に大きく貢献しました。

自由民権運動の中核を成す自由と権利を尊重する精神は、すべての人間は誰もが生まれながらにして自由であり、一人一人がかけがえのない人間であるとする「世界人権宣言」や、すべての国民は法の下に平等であるとする「日本国憲法」の理念にも通じています。

私たち高知市民は、この自由と権利を尊重する精神と文化を守り後世に引き継ぐとともに、お互いを 大切にし、助け合う、あたたかい社会をつくるため に努力を重ねてきました。

しかしながら、思想・信条や性別、人種、民族、宗教、社会での立場などの違い、生まれた場所、障害や病気の有無などを理由にした様々な差別や偏見は今なお存在していて、差別意識や偏見に基づく言動が多くの人々を傷つけ、安全で安心な暮らしを脅かしています。

特に、最近では、インターネット上での悪質な書き込み、真実ではない情報の流布による人権侵害や、 外国人に対するヘイトスピーチなど、新しい課題が 生じています。

このような状況の下、国は、平成 28 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を施行、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」を相次いで公布・施行しました。

誰もが自由で、一人一人尊い存在として大切にされ、平等に扱われる社会をつくっていくためには、私たちは、様々な人権問題について正しく理解した上で、差別を許さないという意思を態度や行動に表していかなければなりません。

ここに私たちは、高知市民としての誇りをもって、 一人一人の違いや人それぞれの生き方をお互いに認 め合い、支え合う共生社会を実現し、全ての人の人 権が尊重されるまちづくりを進めていくために、不 当な差別や偏見を許さず、これを解消していくとい う決意の下、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権を尊重する意識(以下「人権意識」という。)の高揚及び人権に関する施策(以下「人権施策」という。)の推進について必要な事項を定めることにより、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。
 - (1) 市民 市の区域内(以下「市内」という。) に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
 - (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。 (基本理念)
- 第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本 的人権を生まれながらにして持っており、かけが えのない個人として尊重されるものであるとい う考えの下、全ての人の人権が尊重される社会を 実現することを基本として行われなければなら ない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民及び事業者の人権意識の高揚に努めるとともに、必要な人権施策を積極的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、互いの人権 を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手 であるということを認識して、学校、家庭、職場、 地域その他のあらゆる生活の場において、人権意 識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施 策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動 に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市 と協力し、人権尊重のまちづくりの推進に努める ものとする。

(施策の推進)

- 第7条 市は、人権尊重のまちづくりの推進に必要な人権施策を効果的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 人権教育及び人権啓発に関する事項
 - (2) 人権問題に関する情報の収集及び提供に関する事項
- (3) 人権問題に関する相談及び支援体制の整備に 関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第10条第1項に規定する高知市人権尊重のまちづくり審議会(同項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- 5 市は、基本計画に基づいて必要な人権施策を推 進するとともに、国、県その他関係機関との連携 を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の実施)

- 第8条 市は、差別を解消するために必要な教育及 び啓発活動を行うものとする。
- 2 市長は、差別を解消するために必要に応じて調 査を行い、指導及び助言を行うことができる。

(相談及び支援体制の充実)

第9条 市は、あらゆる人権問題、差別等に関する 相談に的確に応じるとともに、必要な支援を行う ため、相談及び支援体制の充実に努めるものとす る。

(高知市人権尊重のまちづくり審議会の設置)

- 第 10 条 本市における人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、高知市 人権尊重のまちづくり審議会を置く。
- 2 審議会は、人権尊重のまちづくりに関する事項 について、市長に意見を述べることができる。 (組織等)
- 第11条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長 が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 人権施策に関し、専門的な知識を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認め る者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委 員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしては ならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及 び運営について必要な事項は、規則で定める。 (委任)
- 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規 則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。 (基本計画に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に策定されている高知市 人権教育・啓発推進基本計画(平成17年8月策定) は、第7条第1項の規定により策定されたものと みなす。

男女がともに輝く高知市男女共同参画条例

(平成 17 年 4 月 1 日条例第 78 号) 改正 平成 27 年 4 月 1 日条例第 38 号

目次

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 性別による権利侵害の禁止等 (第9条・第 10条)

第3章 基本的施策(第11条-第22条)

第4章 委員会の設置(第23条-第31条)

第5章 意見及び相談への対応(第32条・第33条)

第6章 雑則(第34条)

附則

前文

私たちは誰もがかけがえのない一人の人間である。人が生まれ、育ち、老いていく過程において、 男女がともにかかわり、支えあって生きること、平 和にいきいきと暮らすことは大切なことである。

我が国においては、日本国憲法で個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、男女共同参画社会基本法の制定など、男女共同参画社会の実現を目指して取組が進められている。

自由民権運動発祥の地である私たちのまち高知市は、豊かな自然に恵まれ、そのおおらかな風土の中で培われた進取の精神をもって全国に先駆けて女性が自らの参政権を主張するなど、男女ともに、経済的にも精神的にも、自立志向をもって地域社会を形成してきた。また、男女共同参画に関する取組についても、いち早く高知市男女共同参画推進プランを策定し、施策を進めてきた。

しかし、今なお家事、育児、介護をはじめとする様々な場面において、男女の固定的な役割分担意識や慣行が根強く残っており、就業の場においては、女性が個性や能力を十分に発揮できないといった状況も存在している。さらに、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの人権侵害も社会問題として表面化している。

ここに私たちは、これらの課題を解決し、市民の 誰もが真に豊かで幸福な人生を送ることができる社 会の実現を目指し、一人の人間として男女が互いに 人権を尊重し、市及びすべての市民が協働して男女 共同参画社会づくりに取り組むため、この条例を制 定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の 推進について、基本理念を定め、市、市民、事業 者及び市民 団体の責務を明らかにするとともに、 市の施策の基本となる事項を定めることにより、 男女共同参画を総合的 かつ計画的に推進し、もっ て男女共同参画社会の実現に寄与することを目 的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。
- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号の機会に係る男女間の 格差を改善するため、必要な範囲内において、男 女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提 供する措置をいう。
- (3) 市民 市の区域内(次号において「市内」という。)に居住し、勤務し、又は在学するすべての個人をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 市民団体 主たる構成員が市民又は事業者である営利を目的としない団体をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋 人等、親密な関係にある、又は親密な関係にあっ た男女間における身体的又は精神的な苦痛を与 える暴力的行為をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 他の者の意に 反した性的な言動を行うことにより、当該他の者 の生活環境を害すること、又は性的な言動を受け た者の対応により当該言動を受けた者に不利益 を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を 基本として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、 男女が性別による差別的な取扱いを受けないこ と、男女が個人として能力を発揮する機会が確保 されることその他の男女の人権が尊重されるこ と。
- (2) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会の あらゆる分野における様々な施策又は方針の立 案及び決定に共同して参画する機会が確保され ること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、地域等における活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性についての 理解を深め、対等な関係の下、妊娠、出産その他 の性と生殖に関する事項について互いの意思を 尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことがで きるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する国際社会の動向 に留意し、国際的な協調の下に行われること。
- (7) 市民一人一人が主体的に取り組むこと。 (市の責務)
- 第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。
- 2 市は、前項の施策について、組織の整備を行う とともに、財政上の措置を講ずるよう努めなけれ ばならない。
- 3 市は、第1項の施策について、市民、事業者及び市民団体(以下「市民等」という。)並びに国及び他の地方公共団体と相互に協力し、連携して男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画 についての理解を深め、職場、学校、地域、家庭 その他の社会のあらゆる分野において、男女共同 参画を主体的かつ積極的に推進するよう努めな ければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念に基づき、雇用している、又は雇用しようとする男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職場における活動と子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を両立させることができるよう、就労環境の整備に努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に 関する施策に協力するよう努めなければならな い。

(市民団体の責務)

- 第7条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同 参画の推進に取り組むよう努めなければならな い。
- 2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進 に関する施策に協力するよう努めなければなら ない。

(教育における男女共同参画への配慮)

- 第8条 学校教育、社会教育その他の教育に携わる 者は、それぞれの教育本来の目的を実現する過程 において、基本理念に配慮するよう努めなければ ならない。
- 第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による差別的取扱いの禁止等)

- 第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、次 に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 性別を理由とした差別的な取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、 性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力 を助長するような表現並びに過度の性的な表現 を行わないよう配慮しなければならない。

第3章 基本的施策

(男女共同参画推進計画)

- 第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施 策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な 推進計画(以下「推進計画」という。)を策定す るものとする。
- 2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する高知市男女共同参画 推進委員会(同条を除き、以下「推進委員会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、推進計画を策定するときは、市民等の 意見が反映されるよう、必要な措置を講じなけれ

ばならない。

- 4 市長は、推進計画を策定したときは、これを公 表するものとする。
- 5 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(年次報告)

- 第12条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。
- 2 前項の報告書は、推進委員会の評価に付するものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第13条 市長その他の執行機関は、附属機関その他これに準ずる審議会等の委員を委嘱し、又は任命するときは、男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満となることのないよう努めなければならない。

(出資法人に対する男女共同参画の推進)

第14条 市長は、市が出資している法人(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人をいう。)のうち規則で定めるものに対し、男女共同参画の推進に関し、必要に応じて報告を求め、又は適切な措置を講ずるよう求めることができるものとする。

(教育及び学習の場における男女共同参画の推進)

第15条 市は、学校教育、社会教育その他の教育 及び学習の場において、男女共同参画の視点に 立った取組が推進されるよう、環境の整備を行う とともに、当該取組に対する支援その他必要な措 置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者に対する男女共同参画の推進等)

- 第16条 市は、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、情報提供その他の必要な支援に努めなければならない。
- 2 市は、個人で営む事業にその家族が従事する場合において、その家族が適正な評価を受け、経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会が確保されるよう、情報提供その他の必要な支援に努めなければならない。
- 3 市は、事業者に対し、男女共同参画に関し、広 報及び調査について協力を求め、並びに必要に応 じて報告及び適切な措置を講ずるよう協力を求 めることができる。

(家庭生活における活動と他の活動との両立の支援) 第17条 市は、男女が家庭生活における活動と職場、地域等における活動を両立することができる よう、啓発及び情報提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(生涯にわたる健康への支援)

第 18 条 市は、男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、対等な関係の下、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、学習の機会及び情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(広報活動等の充実)

- 第19条 市は、市民等に対し、男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行わなければならない。
- 2 市は、男女共同参画の推進に関する活動が積極 的に行われるよう、男女共同参画の日を設けるも のとする。

(調査研究等)

第20条 市は、男女共同参画を推進するため、必要な調査研究並びに情報の収集及び整理に努めるものとする。

(表彰)

第21条 市長は、男女共同参画を推進するため、 男女共同参画の推進に関する活動を積極的に行 う者を表彰するとともに、これを公表することが できる。

(推進体制)

- 第22条 市は、市民等の協力の下、男女共同参画 の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進 するため、必要な体制の整備に努めるものとす る。
- 2 市は、こうち男女共同参画センターを核として、 男女共同参画の推進に関する施策を実施すると ともに、市民等による男女共同参画の推進に関す る活動を支援するものとする。

第4章 委員会の設置

(男女共同参画推進委員会の設置)

第23条 本市における男女共同参画を推進するため、高知市男女共同参画推進委員会を置く。

(所掌事項)

- 第24条 推進委員会の所掌事項は、次に掲げると おりとする。
- (1) 推進計画の策定又は変更に関する事項及び男 女共同参画の推進に関する重要な事項について 調査審議すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関し、市が実施する施策の取組の状況について、市長に意見を述べるこ

と。

- (3) 第12条第2項に規定する評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の 推進に関し市長が諮問する事項

(組織)

- 第25条 推進委員会は、委員15人以内をもって 組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱 する
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委 員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、推進委員会の組 織及び運営について必要な事項は、規則で定め る。

(男女共同参画推進委員公募選考委員会の設置)

第26条 前条第2項第2号に規定する委員(次条において「市民委員」という。)の公募による選考を公平かつ適正に行うため、高知市男女共同参画推進委員公募選考委員会(以下「公募選考委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第27条 公募選考委員会は、市民委員の公募による選考に係る審査を行うものとする。

(組織)

- 第28条 公募選考委員会は、委員7人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者及び本市職員のう ちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から委嘱又は 任命の日の属する年度の末日までとする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、公募選考委員会 の組織及び運営について必要な事項は、規則で定 める。

(男女共同参画推進に関する表彰選考委員会の設置) 第29条 第21条の規定により表彰すべき者(次 条において「被表彰者」という。)の選考を公平 かつ適正に行うため、高知市男女共同参画推進に 関する表彰選考委員会(以下「表彰選考委員会」 という。)を置く。

(所掌事項)

第30条 表彰選考委員会は、被表彰者の選考に係る審査を行うものとする。

(組織)

- 第31条 表彰選考委員会は、委員6人以内をもって組織する。
- 2 委員の委嘱又は任命及び任期並びに表彰選考委 員会の組織及び運営については、第28条第2項 から第5項までの規定を準用する。
- 第5章 意見及び相談への対応

(意見申出への対応)

- 第32条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から意見の申出があったときは、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市長は、前項の申出及びその対応について推進 委員会に報告するものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の 申出への対応に当たり、推進委員会の意見を聴く ことができる。

(相談への対応)

第33条 市長は、性別による差別的な取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する権利の侵害に関し、市民等から相談があったときは、関係機関と密接な連携を図り、適切な対応に努めるものとする。

第6章 雜則

(委任)

第34条 この条例の施行について必要な事項は、 規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている高知市 男女共同参画推進プランは、第11条第1項の規 定により策定された推進計画とみなす。
- 附 則(平成27年4月1日条例第38号) この条例は、公布の日から施行する。

高知市手話言語条例

(平成 28 年 4 月 1 日条例第 42 号)

前文

「言語は我々の話をするための道具であるが、またむしろ考えるための道具である」とは土佐の先人、寺田寅彦の言葉であり、この文章は「聾啞(ろうあ)者には音響の言語はないが、これに代わるべき動作の言語がちゃんと具(そな)わっているのである」と締めくくられています。

手指や体の動き、表情を用いて視覚的に表現する 手話は、正にろう者が物事を考え、意思疎通を図り、 知識を蓄え、文化を創造する上で欠かせない言語で、 これまで大切に受け継がれてきました。

しかし、過去には手話がこのような言語として広く社会に認められなかったことや、手話によるコミュニケーションがしやすい環境が整えられなかったことから、ろう者は、必要な情報を十分に得られず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

このような状況の中、障害者の権利に関する条約 や障害者基本法において、手話が音声言語と同様に 言語であることが明記されました。

これを機に、高知市では、手話が言語であるとの 認識に基づき、市全体が手話の理解に努め、ろう者 が手話を使用しやすい環境づくりを推進することに より、お互いを尊重し合い、共生する地域社会を築 いていくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に 基づき、手話の理解及び普及に関し、基本理念を 定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明 らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を 推進し、もってお互いを尊重し合い、共生する地 域社会を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を 言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- 2 この条例において「事業者」とは、商業その他 の事業を行う者をいう。

(手話の意義)

第3条 手話は、ろう者が様々な知識を得て社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、独自の言語体系を有する文化的所産である。(基本理念)

第4条 手話の理解及び普及は、ろう者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを前提に、市民一人一人がお互いを理解し、人格と個性を尊重し合い、心豊かに共生する地域社会を実現することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」 という。)にのっとり、手話の理解を推進すると ともに、手話を使用する人が手話を使用しやすい 環境の整備が図られるよう、必要な施策を講ずる ものとする。

(市民の役割)

- 第6条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手 話に関する市の施策に協力するよう努めるもの とする。
- 2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、第3 条の手話の意義及び基本理念に対する理解の促 進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、 手話に関する市の施策に協力するよう努めると ともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供す るよう努めるものとする。

(施策の推進)

第8条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話の理解及び普及を図るための施策
- (2) 手話による円滑なコミュニケーションができる環境を構築するための施策
- (3) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加 の機会の拡大を図るための施策
- 2 市は、前項の施策を推進するときは、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(財政措置)

第9条 市は、手話に関する施策を推進するために 必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

高知市個人情報保護条例

(平成 18 年 7 月 1 日条例第 37 号)

改正 平成 20 年 1 月 1 日条例第 5 号 平成 21 年 4 月 1 日条例第 26 号 平成 26 年 1 月 1 日条例第 23 号 平成 27 年 7 月 2 日条例第 91 号 平成 28 年 4 月 1 日条例第 14 号 平成 29 年 4 月 1 日条例第 17 号 平成 30 年 1 月 1 日条例第 2号

高知市個人情報保護条例 (平成4年条例第41号) の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第6 条-第16条)
- 第3章 開示、訂正、利用停止等
- 第1節 開示(第17条-第26条)
- 第2節 訂正(第27条-第32条)
- 第3節 利用停止(第33条-第37条)
- 第4節 審査請求(第38条-第41条)
- 第4章 高知市個人情報保護運営審議会(第42条)
- 第5章 雑則(第43条-第48条)
- 第6章 罰則(第49条-第53条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めるとともに、市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、 上下水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙 管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会 及び固定資産評価審査委員会をいう。
- 2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の 記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的 方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識 することができない方式で作られる記録をいう。 以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又 は音声、動作その他の方法を用いて表された一切

の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

- (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政情報(高知市行政情報公開条例(平成12年条例第68号。以下「行政情報公開条例」という。)第2条第2項に規定する行政情報をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- 4 この条例において「特定個人情報」とは、行政 手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第2条第8項に規定す る特定個人情報をいう。
- 5 この条例において「情報提供等記録」とは、番 号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に 記録された特定個人情報をいう。
- 6 この条例において「保有特定個人情報」とは、 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特 定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織 的に利用するものとして、当該実施機関が保有し ているものをいう。ただし、行政情報に記録され ているものに限る。
- 7 この条例において個人情報について「本人」と は、個人情報によって識別される特定の個人をい う。
- 8 この条例において「事業者」とは、法人その他

の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。

(実施機関の青務)

- 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成する ため、個人情報の収集、保管及び利用をするとき は、個人情報の保護に必要な措置を講ずるととも に、各種の施策を通じて個人情報の保護に努めな ければならない。
- 2 市長は、事業者において個人情報の保護が図られるよう、啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない。

(市民等の責務)

- 第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識 し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないよう にするとともに、自ら個人情報の保護を心掛ける ことにより、個人情報の保護に積極的な役割を果 たすものとする。
- 2 この条例に基づく請求又は申出を行おうとする 者は、この条例により保障された権利等を正当に 行使しなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い (取扱いの一般的制限)
- 第6条 実施機関は、個人情報を取り扱うときは、 その業務の目的を達成するために必要な範囲内 で、適法かつ公正な手段によって行わなければな らない。
- 2 実施機関は、要配慮個人情報(次に掲げる事項が含まれる個人情報をいう。次条第1項において同じ。)を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ第42条第1項に規定する高知市個人情報保護運営審議会(同項を除き、以下「審議会」という。)

- の意見を聴いた上で正当な行政執行のために真 にやむを得ないと認めて取り扱うときは、この限 りでない。
- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種
- (3) 社会的身分
- (4) 犯罪の経歴
- (5) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、 差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関 する手続が行われたこと(前号に該当するものを 除く。)。
- (6) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3 条第1項に規定する少年又はその疑いのある者 として、調査、観護の措置、審判、保護処分その 他の少年の保護事件に関する手続が行われたこ と(第4号に該当するものを除く。)。
- (7) 犯罪により害を被った事実
- (8) 病歴
- (9) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) その他の実施機関が定める心身の機能の障害があること(前号に該当するものを除く。)。
- (10) 本人に対して医師その他医療に関連する職務 に従事する者(次号において「医師等」という。) により行われた疾病の予防及び早期発見のため の健康診断その他の検査(同号において「健康診 断等」という。)の結果(第8号に該当するもの を除く。)
- (11) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷 その他の心身の変化を理由として、本人に対して 医師等により心身の状態の改善のための指導又 は診療若しくは調剤が行われたこと(第8号に 該当するものを除く。)。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、本人に対する不 当な差別、偏見その他の不利益が生じないように その取扱いに特に配慮を要するものとして審議 会の意見を聴いて実施機関が定める事項

(個人情報取扱業務の登録)

- 第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務(以下「個人情報取扱業務」という。)を新たに開始するときは、次に掲げる事項を個人情報取扱業務登録簿に登録しなければならない。ただし、個人情報の取扱いが定型化して行われるものでなく、かつ、継続して行われるものでもない場合は、当該登録を省略することができる。
- (1) 個人情報取扱業務の名称
- (2) 個人情報取扱業務の目的

- (3) 個人情報の記録の対象者
- (4) 個人情報の記録の内容(要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を含む。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱業務(以下「登録業務」という。)を変更するとき、又は廃止したときは、当該登録を修正し、若しくは抹消しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱業務を開始し、又は登録業務を変更した日以後において、当該個人情報取扱業務の登録又は当該登録業務の修正をすることができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該個人情報取扱業務の登録又は当該登録業務の修正をしなければならない。
- 4 実施機関は、前3項の規定による個人情報取扱 業務の登録又は登録業務の修正をしたときは、そ の旨を審議会に報告しなければならない。
- 5 実施機関は、個人情報取扱業務登録簿を一般の 閲覧に供しなければならない。

(収集の制限)

- 第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、 収集の目的及び根拠を明確にし、本人から直接収 集しなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各 号のいずれかに該当する場合においては、個人情 報を本人以外のものから収集することができる。
- (1) 本人以外のものからの収集について本人の同意があるとき。
- (2) 本人以外のものからの収集について法令等に 定めがあるとき。
- (3) 出版、報道その他これらに類する行為により 公知性が生じた個人情報について、当該出版、報 道等から収集するとき。
- (4) 人の生命、健康、身体又は財産に対する危険 を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められ るとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の意見を 聴いて、実施機関が特に必要があると認めると き
- (6) 次条第2項の規定により実施機関内の他の個人情報取扱業務に係る保有個人情報又は当該実施機関以外の市の機関の個人情報を利用するとき。

- 3 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定により本人以外のものから個人情報を収集したときは、公示その他適切な方法によりその旨を周知させなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。
- 4 本人又はその代理人による法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い当該本人若しくはその代理人又はその他の者の個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第1項又は第2項第1号の規定により収集されたものとみなす。

(目的外利用の制限)

- 第9条 実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)について、個人情報取扱業務の目的の範囲を超える利用(市の機関以外のものに行う提供を除く。以下「目的外利用」という。)をしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各 号のいずれかに該当する場合においては、目的外 利用をすることができる。ただし、当該目的外利 用をすることによって、本人又は第三者の権利利 益を不当に侵害するおそれがあると認めるとき は、この限りでない。
- (1) 目的外利用について本人の同意があるとき。
- (2) 目的外利用について法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、健康、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が相当の理由があると認めるとき。ただし、この場合において、重要又は異例に属するものについては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない
- 3 実施機関は、前項の規定により目的外利用をしたときは、実施機関が定める事項を記録しなければならない。
- 4 実施機関は、第2項第3号又は第4号の規定により目的外利用をしたときは、公示その他適切な方法によりその旨を周知させなければならない。 ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の目的外利用の制限)

- 第9条の2 実施機関は、保有特定個人情報について、目的外利用をしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生 命、身体又は財産に対する危険を避けるために必

要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の目的外利用をすることができる。

3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定に より保有特定個人情報を目的外利用した場合に 準用する。

(外部提供の制限)

- 第10条 実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)について、市の機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各 号のいずれかに該当する場合においては、外部提 供をすることができる。ただし、当該外部提供を することによって、本人又は第三者の権利利益を 不当に侵害するおそれがあると認めるときは、こ の限りでない。
- (1) 外部提供について本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 外部提供について法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、健康、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審議会の意見を 聴いて、実施機関が特に必要があると認めると き。
- 3 実施機関は、前項の規定により外部提供をした ときは、実施機関が定める事項を記録しなければ ならない。
- 4 実施機関は、第2項第3号又は第4号の規定により外部提供をしたときは、公示その他適切な方法によりその旨を周知させなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第10条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を 提供してはならない。

(オンライン結合による外部提供の制限)

第11条 実施機関は、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と市の機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による

保有個人情報の外部提供を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき。
- 2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の外部提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前 2 項の規定は、特定個人情報を提供する場合 は、適用しない。

(外部提供を受ける者に対する措置要求)

第12条 実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を外部提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、外部提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(適正管理)

- 第13条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理 及び安全保護を図るため、個人情報保護管理責任 者を置くとともに、次に掲げる事項について必要 な措置を講じなければならない。
- (1) 保有個人情報は、正確かつ必要に応じて最新なものとすること。
- (2) 保有個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損その他の事故を防止すること。
- 2 実施機関は、保有の必要がなくなった保有個人 情報については、速やかに廃棄する等の措置を講 じなければならない。

(職員の義務)

第14条 実施機関の職員は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委託等に伴う措置)

第15条 実施機関は、個人情報に係る業務の処理 を外部に委託しようとするとき、又は指定管理者 (地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条 の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下 同じ。) に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

- 第16条 実施機関から個人情報に係る業務の処理 の委託を受けた者又は市の公の施設の指定管理 者は、当該委託を受けた業務若しくは当該公の施 設の管理に関する業務(以下この条及び第49条 において「受託業務等」という。)の処理に当たり、 個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止 その他個人情報の適正な維持管理について必要 な措置を講じなければならない。
- 2 受託業務等の処理に従事している者又は従事していた者は、当該受託業務等に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 第3章 開示、訂正、利用停止等
- 第1節 開示

(開示請求権)

- 第17条 何人も、この条例の定めるところにより、 実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を 本人とする保有個人情報の開示を請求すること ができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有 特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年 被後見人の法定代理人又は本人の委任による代 理人)は、本人に代わって前項の規定による開示 の請求(以下「開示請求」という。)をすること ができる。

(開示請求の手続)

- 第18条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。
- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、当該開示請求を しようとする者が当該開示請求に係る保有個人 情報の本人又はその法定代理人(保有特定個人情 報にあっては、法定代理人又は本人の委任による 代理人)であることを確認するために必要な書類 で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しな

ければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

- 第19条 実施機関は、開示請求があったときは、 開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げ る情報(以下「不開示情報」という。)のいずれ かが含まれている場合を除き、開示請求者に対し 当該保有個人情報を開示しなければならない。
- (1) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律若 しくはこれに基づく政令により従う義務を有す る国の行政機関若しくは高知県の機関の指示等 により、明らかに本人に開示することができない とされている情報
- (2) 開示請求者(第17条第2項の規定により未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第23条第6項及び第7項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の正当な権利利益を侵すおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者 が知ることができ、又は知ることが予定されてい る情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、 開示することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22 年法律第120号)第2条第1項に規定する国家 公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第 103号)第2条第4項に規定する行政執行法人

- の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員 及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行 政法人の役員及び職員をいう。)である場合にお いて、当該情報がその職務の遂行に係る情報であ るときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及 び当該職務遂行の内容に係る部分
- (4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を侵すおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議等(以下この号において「審議等」という。)に関する情報であって、次に掲げる理由があるもの
- ア 開示することにより、当該又は将来同種の審議 等における率直な意見の交換又は意思決定の中 立性が不当に損なわれると認めるに足りる合理 的な理由
- イ 開示することにより、不当に市民の間に混乱を 生じさせると認めるに足りる合理的な理由
- ウ 開示することにより、特定のものに不当に利益 を与え、又は不利益を及ぼすと認めるに足りる合 理的な理由
- (6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う指導、診断、評価、判定及び選考等並びに契約、交渉及び争訟等並びに取締り、調査、検査及び監査等並びに人事管理等の事務又は事業(以下この号において「事務等」という。)に関する情報であって、開示することにより、当該若しくは将来同種の事務等の実施の目的が達成できなくなると認めるに足りる合理的な理由があるもの又はこれらの事務等の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認めるに足りる合理的な理由があるもの
- (7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は 地方独立行政法人との間における協議、依頼、委 任等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した 情報であって、開示することにより、国、独立行 政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法

- 人との協力関係を著しく損なうと認めるに足り る合理的な理由があるもの
- (8) 開示することにより、人の生命、身体、財産の保護その他基本的人権の擁護又は犯罪の予防、 犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に 支障が生ずるおそれのある情報
- (9) 実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上開示しないことが必要であると認めた情報

(保有個人情報の一部開示)

- 第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報とそれ以外の情報が含まれている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該不開示情報に係る部分以外を開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に、前条第3号の 情報 (開示請求者以外の特定の個人を識別するこ とができるものに限る。) が含まれている場合に おいて、当該情報のうち、氏名、生年月日その他 の開示請求者以外の特定の個人を識別すること ができることとなる記述等及び個人識別符号の 部分を除くことにより、開示しても、開示請求者 以外の個人の正当な権利利益が侵されるおそれ がないと認められるときは、当該部分を除いた部 分は、同号の情報に含まれないものとみなして、 前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(第19条第1号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第22条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保 有個人情報が存在しているか否かを答えるだけ で、不開示情報を開示することとなるときは、実 施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにし ないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、開示請求があったときは、 当該開示請求があった日から起算して15日以内 に、当該開示請求に係る保有個人情報の全部若し くは一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」 という。)又は開示しない旨の決定をしなければ

- ならない。ただし、第18条第3項の規定により 補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した 日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の決定(以下「開示決定等」 という。)をしたときは、その旨を直ちに書面に より開示請求者に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を保有していないときを含む。)、又は開示請求に係る保有個人情報の一部を開示しないとき(開示請求に係る保有個人情報の一部を保有していないときを含む。)は、書面によりその理由を提示しなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。
- 4 前項の場合において、実施機関は、開示請求に 係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない こととした理由がなくなる期日をあらかじめ明 示できるときは、当該期日を前項の書面に付記し なければならない。
- 5 実施機関は、正当な理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等ができない場合は、同項の規定にかかわらず、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、当該延長の理由及び開示決定等ができる時期を書面により通知しなければならない。
- 6 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に開 示請求者以外の者に関する情報が含まれている 場合は、開示決定等に先立ち、当該開示請求者以 外の者に対し、当該保有個人情報が記録された行 政情報の表示その他実施機関が定める事項を通 知して、意見書を提出する機会を与えることがで きる。
- 7 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた開示請求者以外の者(市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この条、第39条第2項及び第40条において「第三者」という。)が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後

直ちに当該意見書(第39条において「反対意見書」 という。)を提出した者に対し、開示決定をした 旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面 により通知しなければならない。

(開示請求に係る事案の移送)

- 第24条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移 送を受けた実施機関において、当該開示請求につ いての開示決定等をしなければならない。この場 合において、移送をした実施機関が移送前にした 行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみな す。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が 開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の 実施をしなければならない。この場合において、 移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な 協力をしなければならない。

(開示の実施)

- 第25条 実施機関は、開示決定をしたときは、速 やかに、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号 に定める方法により開示をしなければならない。
- (1) 文書、図画、写真及びフィルムに記録されている保有個人情報 当該文書、図画、写真及びフィルムの閲覧、視聴又は写しの交付
- (2) 電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を考 慮して実施機関の定める方法
- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が記録された行政情報を直接開示することにより、当該行政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるとき、その他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政情報の写しにより開示することができる。
- 3 保有個人情報の開示を受ける者は、自己が当該 保有個人情報の本人又はその法定代理人(保有特 定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委 任による代理人)であることを確認するために必 要な書類で実施機関が定めるものを提示しなけ

ればならない。

(開示請求の特例)

- 第26条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第18条第1項の規定にかかわらず開示請求は、口頭により行うことができる。
- 2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定め た保有個人情報について開示請求があったとき は、第23条の規定にかかわらず、開示決定等の 手続を省略して、速やかに、前条第1項及び第2 項に規定する方法により開示をするものとする。
- 3 前条第3項の規定は、前項の規定による開示について準用する。

第2節 訂正

(訂正請求権)

- 第27条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 (次に掲げるものに限る。第33条第1項におい て同じ。)の内容が事実に誤りがあると認めると きは、この条例の定めるところにより、当該保有 個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個 人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。) を請求することができる。
- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 前条第2項の規定により開示を受けた保有個人情報
- 2 第17条第2項の規定は、前項の規定による訂 正の請求(以下「訂正請求」という。)について 準用する。

(訂正請求の手続)

- 第28条 訂正請求をしようとする者は、実施機関 に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提 出しなければならない。
- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又 は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実に合致することを証明する書類を提出し、 又は提示しなければならない。
- 3 第18条第2項及び第3項の規定は、訂正請求 について準用する。

(保有個人情報の訂正義務)

第29条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるとき

は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用の目 的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の 訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

- 第30条 実施機関は、訂正請求があったときは、 当該訂正請求があった日から起算して30日以内 に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る保有 個人情報の訂正をする旨又は訂正をしない旨の 決定(以下「訂正決定等」という。)をしなけれ ばならない。ただし、第28条第3項において準 用する第18条第3項の規定により補正を求めた 場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該 期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の規定により訂正をする旨の 決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、 当該訂正請求に係る保有個人情報の訂正をした 上、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。) に対し、訂正の内容及びその理由を直ちに書面に より通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により訂正をしない 旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、その 旨及びその理由を直ちに書面により通知しなけ ればならない。
- 4 実施機関は、正当な理由により、第1項に規定する期間内に訂正決定等ができない場合は、同項の規定にかかわらず、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、当該延長の理由及び訂正決定等ができる時期を書面により通知しなければならない。

(訂正請求に係る事案の移送)

- 第31条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が第24条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が 訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、 当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければ ならない。

(保有個人情報の外部提供先への通知)

第32条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の外部提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

- 第33条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 (情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれか に該当すると認めるときは、この条例の定めると ころにより、当該保有個人情報を保有する実施機 関に対し、当該各号に定める保有個人情報の利用 の停止、消去又は外部提供の停止(以下「利用停 止」という。)を請求することができる。
- (1) 第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第8条第1項及び第2項の規定に違反して収集されたものであるとき、第9条第1項及び第2項がに第9条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第10条第1項及び第2項、第10条の2又は 第11条の規定に違反して外部提供をされている とき 当該保有個人情報の外部提供の停止
- 2 第17条第2項の規定は、前項の規定による利 用停止の請求(以下「利用停止請求」という。) について準用する。

(利用停止請求の手続)

- 第34条 利用停止請求をしようとする者は、実施 機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書 を提出しなければならない。
- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住

所又は居所

- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定する に足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 第18条第2項及び第3項の規定は、利用停止 請求について準用する。

(保有個人情報の利用停止義務)

第35条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用の目的に係る業務の性質上、当該業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

- 第36条 実施機関は、利用停止請求があったときは、当該利用停止請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定(以下「利用停止決定等」という。)をしなければならない。ただし、第34条第2項において準用する第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の規定により利用停止をする 旨の決定をしたときは、当該利用停止請求に係る 保有個人情報の利用停止をした上、利用停止請求 をした者(以下「利用停止請求者」という。)に 対し、利用停止の内容及びその理由を直ちに書面 により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を直ちに書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、正当な理由により、第1項に規定する期間内に利用停止決定等ができない場合は、同項の規定にかかわらず、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、当該延長の理由及び利用停止決定等ができる時期を書面により通知しなければならない。

(費用負担)

- 第37条 この条例の規定に基づき保有個人情報が 記録された行政情報の写しの交付を受ける者は、 当該写しの作成及び送付に要する費用を負担し なければならない。ただし、実施機関は、特別の 理由があると認めた場合は、当該費用の負担を免 除することができる。
- 2 保有個人情報が記録された行政情報の閲覧、視 聴及び聴取に要する費用並びに訂正請求及び利 用停止請求に係る費用は、無料とする。

第4節 審查請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第38条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定 等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求 に係る不作為に係る審査請求については、行政不 服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1 項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

- 第39条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定 等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求 に係る不作為について審査請求があった場合は、 当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政 情報公開条例第19条に規定する高知市行政情報 公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」とい う。)に諮問しなければならない。
- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査 請求に係る保有個人情報の全部を開示すること とする場合(当該保有個人情報の開示について反 対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査 請求に係る保有個人情報の訂正をすることとす る場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査 請求に係る保有個人情報の利用停止をすること とする場合
- 2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に 掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければ ならない。
- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13 条第4項に規定する参加人をいう。以下この節 において同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者 (これらの者が審査請求人又は参加人である場合

を除く。)

- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対 意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求 人又は参加人である場合を除く。)
- 3 第1項の諮問に対する答申を受けた実施機関は、 当該答申を尊重し、当該答申を受けた日から起算 して15日以内に審査請求に対する裁決をしなけ ればならない。
- (第三者からの審査請求を棄却する場合等における 手続等)
- 第40条 第23条第7項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却 下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(調査審議手続)

- 第41条 第39条第1項の規定による諮問に基づき審査会が行う調査審議に係る手続については、 行政情報公開条例第21条から第25条まで及び 第27条の規定を準用する。
- 第4章 高知市個人情報保護運営審議会

(個人情報保護運営審議会)

- 第42条 この条例による個人情報保護制度(以下 この条において「制度」という。)の適正かつ円 滑な運営を推進するため、高知市個人情報保護運 営審議会を置く。
- 2 審議会は、その権限に属することとされた事項 を行うとともに、制度の運営に関する重要事項に ついて実施機関の諮問に応じ調査審議するほか、 実施機関に建議することができる。
- 3 審議会の会議は、審議会が必要と認めるときは、 公開しないことができる。
- 4 審議会の委員(この条において単に「委員」という。)は、10人以内とし、地方自治及び制度に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。ただし、審査会の委員を兼ねる委員は、3人を超えてはならない。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨 げない。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。

- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなら ない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び 運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 雑則

(苦情又は相談の処理)

- 第43条 市長は、事業者における個人情報の取扱いに関する苦情又は相談があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による処理のために必要が あると認めるときは、事業者その他の関係者に対 して、説明又は資料の提出を要請することができ る。
- 3 実施機関は、当該実施機関における個人情報の 取扱いに関する苦情があったときは、迅速かつ適 切に処理するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、前項の苦情を処理するに当たって 必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことが できる。

(国及び地方公共団体との協力)

第44条 市長は、事業者における個人情報の取扱いに関して個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(出資法人の責務)

第45条 市が出資をしている法人で規則で定める ものは、個人情報の取扱いに関し、実施機関に準 じた保護措置を講ずるものとする。

(運用状況の公表)

第46条 実施機関は、毎年1回、この条例の運用 状況について市民に公表するものとする。

(他の制度等との調整)

- 第47条 法令等に保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の閲覧若しくは縦覧若しくは謄本、抄本その他の写しの交付又は保有個人情報の訂正若しくは利用の停止等について規定されている場合は、その定めるところによる。ただし、保有個人情報に係る本人からの開示請求については、行政情報公開条例は適用せず、この条例によるものとする。
- 2 この条例は、前項に規定するもののほか高知市 立市民図書館その他これに類する市の施設にお いて、市民の利用に供することを目的として管理 している図書、図画等については、適用しない。
- 3 この条例は、次に掲げる個人情報については、

適用しない。

- (1) 統計法 (平成 19 年法律第 53 号) 第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規 定する一般統計調査に係る調査票情報 (同条第 11 項に規定する調査票情報をいう。次号におい て同じ。) に含まれる個人情報その他の同法第 52 条第 1 項に規定する個人情報
- (2) 統計法第 24 条第 1 項の規定により総務大臣に 届け出られた統計調査に係る調査票情報に含ま れる個人情報
- 4 法令等の規定により実施機関から開示を受けた 保有個人情報について、当該法令等に訂正又は利 用停止の手続の規定がないときは、当該開示を もって、この条例により当該保有個人情報の開示 を受けたものとみなして、第27条及び第33条 の規定を適用する。

(委任)

第48条 この条例の施行に関し必要な事項は、実 施機関が定める。

第6章 罰則

- 第49条 実施機関の職員若しくは職員であった者 又は受託業務等の処理に従事している者若しく は従事していた者が、正当な理由がないのに、保 有個人情報(個人の秘密に属する事項が記録され たものに限る。)を含む情報の集合物であって、 一定の事務の目的を達成するために特定の保有 個人情報を電子計算機を用いて検索することが できるように体系的に構成したもの(その全部又 は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を 提供したときは、2年以下の懲役又は100万円 以下の罰金に処する。
- 第50条 前条に規定する者が、その業務に関して 知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の 不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したと きは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に 処する。
- 第51条 実施機関の職員がその職権を濫用して、 専らその職務の用以外の用に供する目的で個人 の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写 真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第52条 前3条の規定は、本市の区域外において これらの条の罪を犯した者にも適用する。
- 第53条 偽りその他不正の手段により、開示決定 に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万 円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前 の高知市個人情報保護条例(以下「旧条例」とい う。)第16条若しくは第22条の規定に基づきさ れている請求、旧条例第26条の規定に基づきさ れている不服申立て又は旧条例第27条の規定に 基づきされている申出については、なお従前の例 による。
- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行の 日前に旧条例の規定に基づきされた処分、手続そ の他の行為は、この条例による改正後の高知市個 人情報保護条例の相当規定に基づきされたもの とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為及び第2項の規定 によりなお従前の例によることとされる場合に おけるこの条例の施行後にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 5 春野町の編入の日(以下「編入日」という。)前に春野町個人情報保護条例(平成17年春野町条例第8号。以下「春野町条例」という。)の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきされたものとみなす。
- 6 編入日前に春野町条例第29条第1項に規定する春野町個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、編入日以後も、なお従前の例による。

(高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に 関する条例の一部改正)

- 7 高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等 に関する条例(平成17年条例第69号)の一部を 次のように改正する。
- 第4条 第1項第5号中「平成4年条例第41号) 第2条第1項」を「平成18年条例第37号)第 2条第2項」に改める。
- 附 則(平成20年1月1日条例第5号) この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成21年4月1日条例第26号) この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成 26 年 1 月 1 日条例第 23 号) 抄 (施行期日)
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月2日条例第91号)

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。 ただし、第 2 条第 3 項の次に 3 項を加える改正規 定(同条第 5 項に係る部分に限る。)、第 9 条の次 に 1 条を加える改正規定(情報提供等記録に係る部 分に限る。)、第 24 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び 第 32 条の改正規定並びに第 33 条第 1 項の改正規 定(「本人とする保有個人情報」の次に「(情報提供 等記録を除く。)」を加える部分に限る。)は、行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)附則 第 1 条第 5 号に定める日から施行する。

附 則(平成28年4月1日条例第14号) (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての不服申立てであって、この条例の施行の日前にされた開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るものについては、なお従前の例による。
- 附 則(平成29年4月1日条例第17号) この条例は、平成29年5月30日から施行する。
- 附 則(平成30年1月1日条例第2号) この条例は、公布の日から施行する。

高知市人権教育基本方針

高知市教育委員会 平成14年4月1日 (令和3年4月1日改定)

世界人権宣言には、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれている。また、日本国憲法では、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する基本的人権は、何人も侵すことのできない永久の権利として保障される一方で、基本的人権は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならないとされている。

現代社会にはなお、様々な差別や偏見が存在し、 全ての人の基本的人権が守られているとは言えない 状況にある。同和問題については、平成28年に施 行された「部落差別の解消の推進に関する法律」に おいて、「現在もなお部落差別が存在するとともに、 情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化 が生じている」と明記され、国民一人一人の理解を 深めるための教育及び啓発の必要性が改めて示され ている。また、「障害を理由とする差別の解消の推 進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出 身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組 の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」に 続いて、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を 実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ新 法)」や「改正労働施策総合推進法(ハラスメント 防止法)」等の法整備も進められ、互いに人格と個 性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、 国民のさらなる努力が求められている。

このような状況の中、本市では、令和2年に「高知市にじいろのまち宣言」を行うなど、個性や多様性の尊重を基盤とした教育・啓発の一層の充実が望まれており、これまでの取組の成果と課題を踏まえながら、人権に関わるあらゆる問題の解決に引き続き努力していくことが必要である。

高知市教育委員会は、日本国憲法と、令和元年に施行された「高知市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、全ての人の人権が尊重される社会の実現をめざし、人権教育を積極的に推進していくため、次の基本方針を定める。

- 1 憲法と教育基本法の精神に則り、様々な人権問題を解決する意欲と実践力を身に付け、人権尊重の精神に徹した民主的な人間を育成する。
- 2 学校教育においては、教育計画の中に人権教育 を位置付け、指導方法の工夫・改善により、児童 生徒が人権に関する正しい知識・技能・態度を身 に付けるよう積極的に取り組む。
- 3 社会教育においては、市民の生活課題の解決と 結びついた学習が実施できるよう多様な人権に 関する学習機会を提供する。
- 4 生涯学習の視点に立って、あらゆる教育の場に 人権教育を位置付け、全ての人々が人権問題を正 しく認識し、自らの課題として解決にあたること ができるよう努める。
- 5 学校教育や社会教育において効果的な人権に関する学習を推進するため、教材の整備充実を図る。
- 6 人権教育の推進体制を整備し、学校教育と社会 教育が常に緊密な連携を図るとともに、関係機関 等との協力を強め、総合的に人権教育を推進す る。
- 7 人権教育を推進するうえで重要な役割を果たすべき、公務員、教育公務員、社会教育関係者等の 指導力を向上させる。



高知市にじいろのまち宣言

~ 多様な性を認め合うまちへ ~

にじいろのまちは、一人ひとりの性のあり方が尊重され、だれも がそれぞれの個性や生き方をお互いに認め合い支え合うまちです。

高知市は、性のあり方に関わるあらゆる差別や偏見をなくし、だ れもが自分らしく安心して暮らせる、そんなにじいろのまちをめざ すことを、ここに宣言します。

令和2年11月24日





